

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
契約解除届

年 月 日

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会会長 様

届出者 住所
氏名 印
借受人との関係 ()

下記のとおり未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の契約を解除したく届出します。

記

貸付決定番号	
借受人氏名	
借用金額	円
解除事由 ※該当する事由を ○で囲むこと	1 保育所等を退職した 2 心身の故障のため就業を継続する見込みがなくなった 3 死亡した 4 その他 ()
届出事由の 発生年月日	年 月 日

【届出上の注意点】

- 貸付契約後に契約解除をする場合は、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還計画申請書」を併せて提出してください。当該事由が生じた日の属する月の翌月から返還を開始します。
- 解除事由が3の場合は、死亡を証する書類（除籍証明書又は死亡診断書の写し）を添付した「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付死亡届」も提出してください。また、その際の届出は連帯保証人又は法定相続人が行ってください。
- 解除事由の内容によっては、解除事由が分かる書類の提出を求めることがあります。